

Q&A

1. 現在契約中の電力会社を教えてください。
→電力会社：株式会社エネット
契約種別：業務用電力（常時供給）
2. 各施設について、自動検針装置はついていますか。
→各棟へ電気が供給される前の大本部分に設置しています。
3. 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。
→太陽光発電設備（PPA方式）による電気供給契約を締結しています。
想定発電量 35,976.44kWh/月
発電出力 400kW
本電力供給期間 令和5年4月1日から令和25年月31日
4. 今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約をしていますか。また、融雪設備等は設置されていますか。
→締結しておりません。機器に関しても設置されておりません。
5. 入札書に記載する日付は作成日、もしくは入札書に記載する日付に指定はありますか。
→公告日（令和6年11月8日）から開札日（令和6年12月23日）までの日付としてください。
6. 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいか。
→仕様書記載のとおり、力率100%で算定してください。
7. 紙請求書ではなく、電子媒体による請求書でもよろしいか。
→差支えございません。
8. 請求について、供給施設内に入居されている団体に対して個別に請求書を発行する必要がありますか。
→必要ありません。契約権者に対してのみの一括の請求書の発行で差支えありません。
9. 請求及び支払に関して、指定はありますか。
→指定はありません。契約締結時の協議にて、支払方法を決定します。
10. 施設において建築・増築にかかる移転はありますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）の予定はありますか。
→現時点での予定はございません。

11. 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しまして、事前協議は可能ですか。
→可能です。
12. 開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等での連絡は可能ですか。
→結果については、福島県財務規則第 274 条の 11 第 2 項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、業務名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続き及び公告日です。本入札は公開で行われますので、来所により当日結果が確認できます。なお、郵送により入札に参加した者については別途通知いたします。
13. 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議することは可能ですか。
→可能です。
14. 「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータによる提供は可能ですか。
→契約締結後であれば対応可能です。
15. 電力切替え手続きにおいて、最新請求書 1 ヶ月分の写しの提供は可能ですか。
→契約締結後であれば対応可能です。
16. 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はありますか。
→予定はありません。契約締結後に契約電力の変更を行う必要が生じた場合には別途協議させていただきます。
17. 契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合の対応はどのようにするのか。
→契約書（案）の 8 条に基づく予定です。
「第 8 条 仕様書に定める契約電力（以下「契約電力」という。）の変更について必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。
2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は乙に超過金を支払うものとする。
3 前項の超過金は、甲乙協議のうえ算定された金額とする。」
18. 今現在の契約電力と 2023 年 10 月～2024 年 9 月の 1 年間の最大需要電力の実績値を教えてください。
→契約電力 1000 kW
最大需要電力実績：2024 年 1 月 762 kW
より以前の最大需要電力の実績を希望の場合は、入札説明書の問い合わせ先へ連絡願います。

19. 契約期間中に料金改定等、弊社約款等の変更が生じた場合、契約期間中に契約単価を変更することは可能ですか。

→協議により決定します。

20. 電気供給契約書について、約款等に合致しない箇所について、協議し修正することは可能ですか。

→可能です。

21. 旧電力会社による最新の（現在は2024年4月1日実施）の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能ですか。

→可能です。

22. 落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能ですか。また、落札結果についてホームページ等で公表される予定はありますか。

→公文書開示請求の対象です。また、ホームページへの結果の掲載は予定しておりません。

23. 様式2について「押印省略可」とありますが、代表者と代理人どちらの押印を指しますでしょうか。

→どちらの押印についても省略可能です。

24. 様式4、様式5について「押印を省略する場合のみ余白に記載」とありますが、代表者と代理人どちらの押印を指しますでしょうか。

→どちらの押印についても省略可能です。

25. 代理人について、契約締結後、代理人（役職名・住所等）が変更となる予定ですが、契約書締結までは契約開始前に完結するため、現組織の代理人を代理人とすることで問題ないでしょうか。

→差支えございません。

26. 契約期間中に電力の契約に影響のあるような、設備の増設および変更、建物の増改築や建替等の工事予定はございますか。

→工事予定はございません。

27. 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。

→ありません。自動検針装置の設置もございません。

28. 入札対象施設の現在の計量日を教えてください。
→毎月1日です。
29. 計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承くださいませか。
→差支えございません。
30. 蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。
→差支えございません。
31. 内訳書の基本料金の計算式にて、力率に対する割引が含まれておりませんが、〇〇割引の欄に12月分の合計割引額を記入して、基本料金計よりその分を引く形式を取ってよろしいでしょうか。
→公告の内訳書に従い算定をお願いします。
32. 請求時の電気料金の計算方法は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
→電気供給契約書（案）第11条に基づいて計算を行ってください。
33. 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いすることはありますか。
→ありません。
34. 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
→協議に応じます。
35. 燃料費調整額については、「当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」とのことですが、適用する約款名を教えてください。
→一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）の定める電気最終保障供給約款によるものとします。なお、詳細については契約締結後甲乙協議のうえ定めるものとします。
36. 燃料費調整額については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件での、入札時（入札書提出時）における基準燃料価格等の算定諸元を、契約期間中適用することによろしいでしょうか。
→お見込みのとおりです。
37. 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
→協議により決定いたします。

38. 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。

→協議により決定いたします。

39. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面による申込みは可能でしょうか。

→可能です。

40. 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を継続することを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。

→差支えございません。また、2年目以降につきましては、別途協議します。

41. 複数年契約となるが、福島県財務規則第249条第1項第2号及び福島県財務規則229条第1項4号による免除を適用する場合、契約実績は複数年契約でなければならないのか。

→単年契約でも仕様上の同規模以上の実績が確認できれば免除となる場合があります。その場合は、仕様書上の総電力量ではなく、1年あたりの総電力量に読み替えます。

42. 入札保証金及び契約保証金の免除申請について、福島県財務規則第249条および第229条の免除条項の解釈について、「過去2年間」はどの時期を指すのか。

→入札については、入札時点を起点として過去2年間です。ただし、契約保証金の場合は「入札時点」を「契約締結時点」に読み替えます。また、複数年にわたる契約を締結している場合、当該契約に関する期間が過去2年間にあるときは、当該契約の締結時期が過去2年間になくても、過去2年間の当該契約を締結したものとみなします。

43. 42の解釈で、契約の履行とは、「過去2年間」の時期の間に、契約期間満了日を迎えているという認識でよろしいか。

→契約の履行については、概ねお見込みのとおりです。なお、契約日も2年以内に入ります。

44. 42の解釈で、免除のための資料として契約書の写しのほかに必要な提出書類はありますか。

→契約書の写しに期間や種類、規模等、免除の判定をするために必要な情報が含まれている（確認できる）場合は、契約書の写しのみで差支えありません。

45. 42の解釈で、「種類及び規模をほぼ同じくする契約」の判断基準は。

→契約等の内容により個別に判断します。なお、1契約あたりで判断しますので、複数施設をまとめた1契約でも差支えありません。

46. 契約保証金免除規程に該当する場合、入札保証金納付免除申請時に提出している契約書の写しで判断するのか。

→契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。

47. 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。

→12 の回答と同様です。なお、結果公開予定時期は落札者を決定した翌日から起算して72 日以内に福島県報により公告いたします。